

# 北町地区まちづくりリニューズ

発行：練馬区環境まちづくり事業本部  
都市整備部東部地域まちづくり課  
編集協力：練馬都圏総合計画研究所  
(まちづくりコンサルタント)

平成22年6月 第34号

北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めております。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。

今年度も引き続き事業を進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 旧川越街道みちづくりの会の提案がまとまりました！

「旧川越街道の歩道が歩きづらい」という地域の皆さまの要望等を踏まえ、旧川越街道（歩道のある区間）の沿道の方を中心に「みちづくりの会」を設置し、「誰にでも移動しやすい道路づくり」をめざした検討を行いました。期間は平成21年10月から始まり、平成22年2月にかけて、全5回にわたり開催し、旧川越街道の改善整備に向けて提案をまとめました。

※提案の  
詳しい内容は  
4ページへ

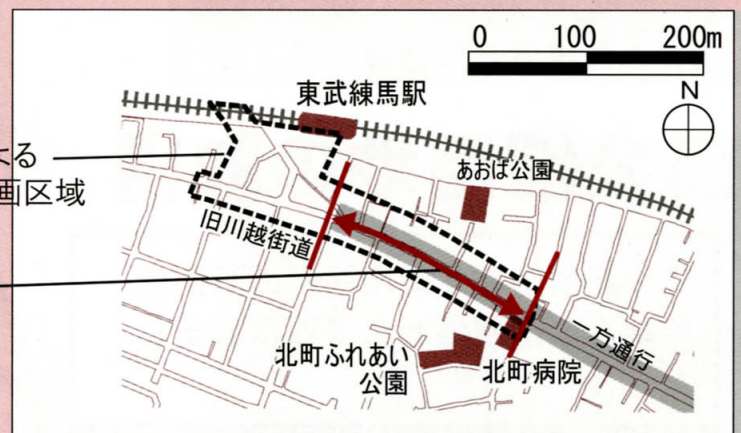
### 検討の対象区間

#### 旧川越街道（歩道のある区間）

現在の幅員 7.6～8.1 m

(車道：約4.5m、歩道：約1.5～1.9m)

地区計画による  
地区整備計画区域



## 第26回まちづくり委員会を開催しました！

「まちづくり委員会」は各町会・商店会から推薦された皆さんから構成され、密集事業を中心に、北町地区のまちづくりの進め方について、ご相談させていただいております。

今回は、平成22年3月8日(月)に第26回まちづくり委員会を開催しました。内容は以下の通りです。

- ・平成21年度事業の状況について
- ・平成22年度事業の取り組みについて
- ・地区計画の策定について
- ・旧川越街道みちづくりの会の報告
- ・まちづくり委員会会則の改定について
- ・委員長及び副委員長の改選について



▲ 委員会の様子

# まちづくりの状況をお知らせします

## □道路・公園の整備

当地区では、災害に強いまちをめざして生活幹線道路（幅員9m）および主要生活道路（幅員6m）の拡幅整備を進めています。沿道関係者の皆様におかれましては、道路整備事業に何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

### <生活幹線道路A路線>

皆様の状況に合わせて、用地取得を進めました。

引き続き用地取得を進めます。



▲用地取得の例(A路線)

### <主要生活道路2号線4期>

道路の現況測量を行います。

平成21年度の主な取り組み

平成22年度の取り組み予定

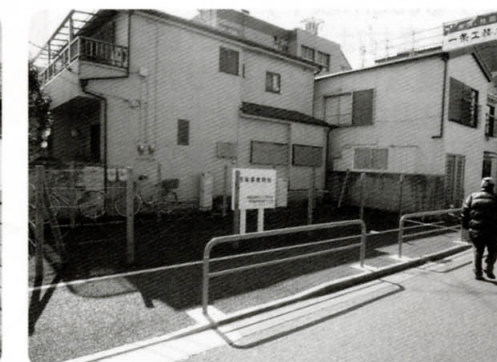
### <主要生活道路2号線3期、3号線>

皆様の協力を得ながら、用地取得を進めました。

引き続き用地取得を進めます。



▲用地取得の例(3号線)



▲用地取得の例(2号線3期)

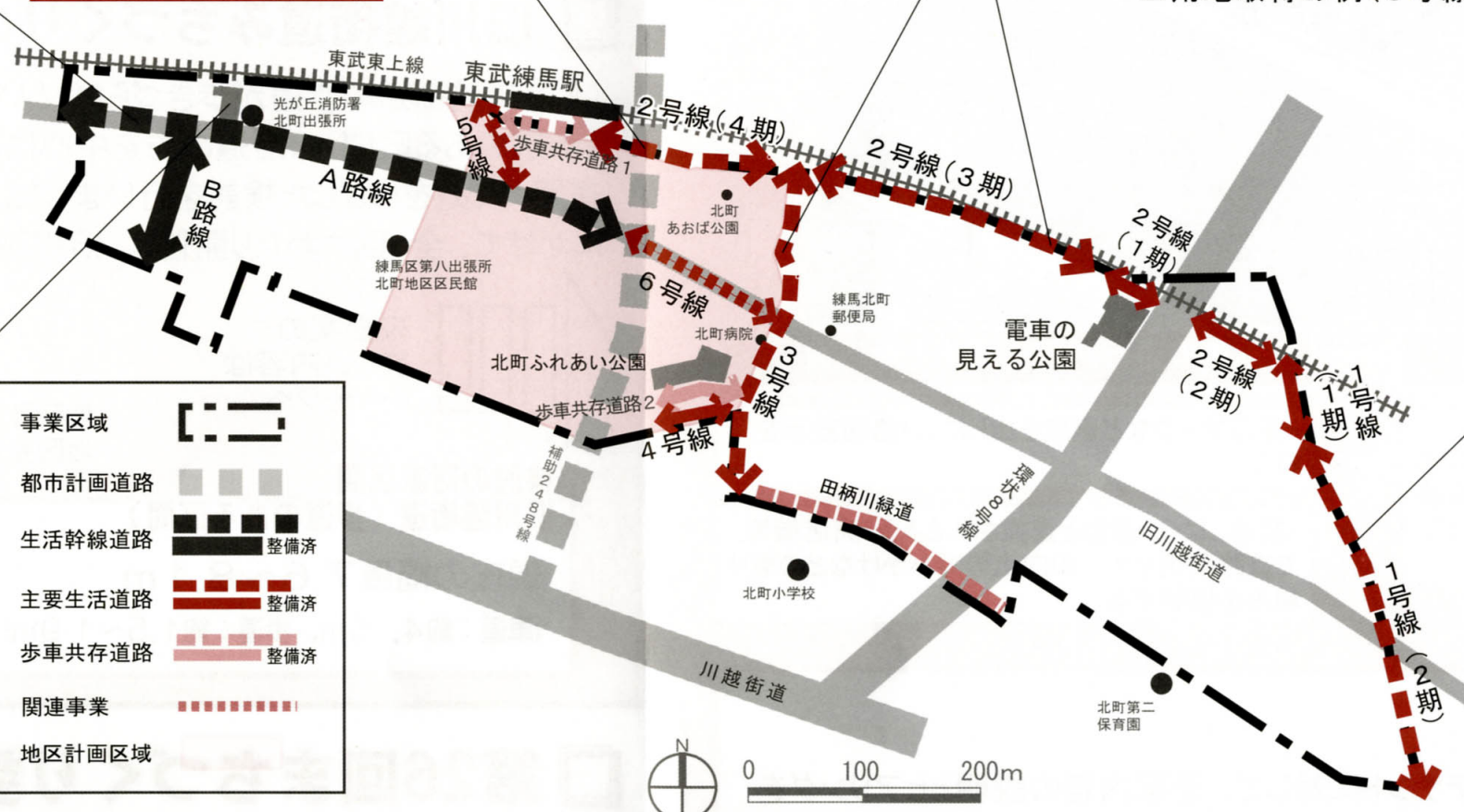
## □公園用地の取得

光が丘消防署北町出張所の西側の用地を公園用地として取得しました。

### <公園づくりワークショップの開催>

だれもが楽しく使える公園にするために、地区にお住まいの皆様やご利用されるであろう皆様のご意見や考え方を、できるだけ取り入れていきたいと考えています。

このため、平成22年の8月頃から公園整備のあり方について、皆様とともに考える会を開催する予定です。詳細は後日ご案内します！



事業区域	
都市計画道路	
生活幹線道路	
主要生活道路	
歩車共存道路	
関連事業	
地区計画区域	

### <主要生活道路1号線2期>

平成21年9月に用地測量の説明会を開催しました。

皆様の協力を得ながら、今年度より用地取得を進めます。



▲用地測量の説明会の様子

## □建替え・まちづくりの情報提供

### <住まいの相談会>

北町二丁目町会会館で「住まいの相談会」を行いました。また専門家が相談者を訪問する「出張相談」を併せて実施しました。

### <まちづくり講座の開催>

「日常生活での防災対策」というテーマで開催しました。平成22年4月1日からすべての住宅の居室・階段・台所に、【住宅用火災警報器】の設置が義務づけられました。皆さんのご家庭は既に設置してありますか？



▲まちづくり講座の様子

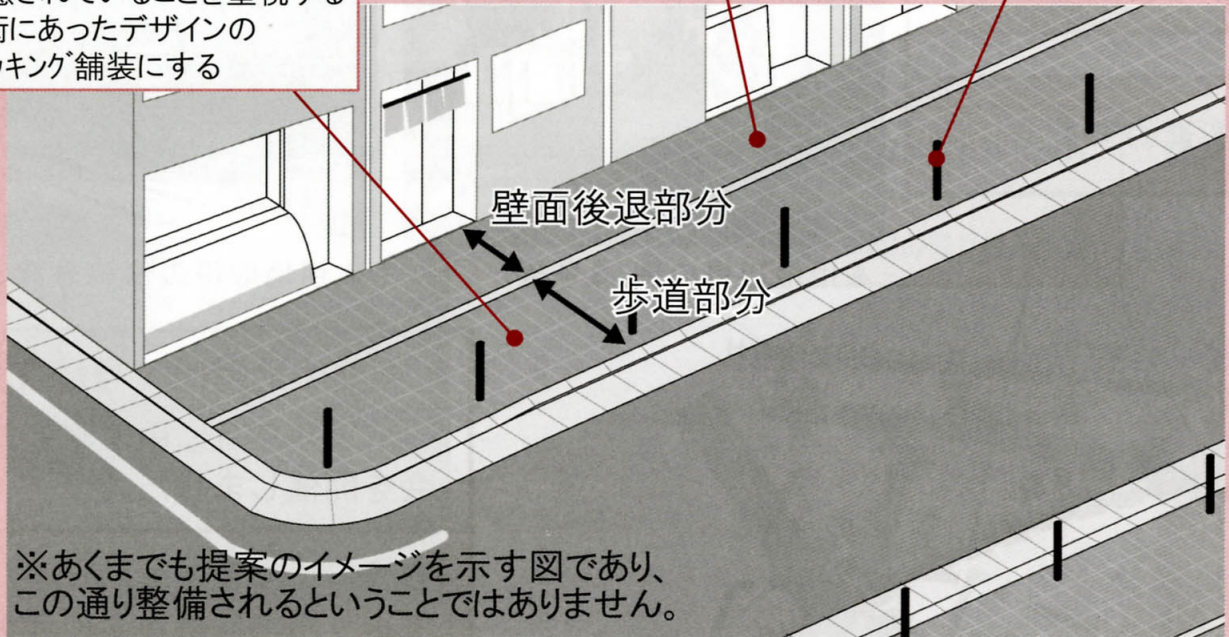
# □ みちづくりの方向性と対応策の提案（イメージ図）

## 歩行者の歩きやすさ・安全性に関する対応策

- ・歩道の傾斜を小さくする
- ・歩道と車道の段差の少ない歩道にする(5cm以下)
- ・舗装素材は、劣化しにくいこと、雨水の浸透性、ユニバーサルデザインに配慮されていることを重視する
- ・商店街にあったデザインのインターロッキング舗装にする

- ・将来、地区計画による壁面後退によって歩行空間を2.5m以上確保する

- ・車止めを設置する
- ・デザインされた現在の車止めをできるだけ残す



## 自転車のマナー対策に関する対応策

- ・商店街等で道路利用マナーの向上を図る
- ・駐輪の改善が見込めない箇所は、行政と協議し駐輪禁止の路面シールを貼るなど、駐輪しにくい環境づくりをする

## 自動車の通行対策に関する対応策

- ・減速マークなど速度を出しにくい路面表示を行う
- ・駐車しにくい道路と認識されるよう、商店街等で道路利用マナーの向上の呼びかけなどの取り組みを検討する

# □ 今後の予定

平成22年3月に、沿道の地権者、テナントに対して、提案内容の説明とヒアリングを実施しました。また、周辺地域の皆さまには、商店会、町会の回覧板等を通じて、提案内容の概要版(本紙)を配布させていただきました。今後は、平成22年度に「みちづくりの会」の提案とヒアリングの結果をもとに、区が詳細な整備計画の作成と内容についての説明会を開催し、平成23年度又は平成24年度に、工事を行う予定です。

問合せ先



練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課  
TEL : 03-5984-4749 (ダイヤルイン)  
担当 : 田中・二森・小山